

令和8年度事業計画書

本協会は、神奈川県内の市町村の健全な発展を図るため市町村振興宝くじの収益金及びその運用益を活用し、市町村に対する低利な資金の貸付事業をはじめとする定款第4条に規定する公益目的事業を次のとおり実施し、県内市町村の振興を支援する。

1 貸付事業【予算額 5,000,000千円】（定款第4条第1項第1号）

市町村に対し、次のとおり資金の貸付を行う。

(1) 長期貸付事業

ア 貸付対象事業

- ① 災害時における市町村の緊急融資事業及び災害防止対策事業
- ② 魅力ある街づくりや地域づくり等で緊急に整備を要する公共施設整備事業

イ 貸付利率

貸付日直近の財政融資資金の貸付利率に0.7を乗じた率とする。ただし、その率が0.01%を下回るときは、0.01%とする。

なお、小数点の取り扱いは、財政融資資金の貸付利率が小数点第1位までのときは、小数点第2位を四捨五入し、財政融資資金の貸付利率が小数点第2位までのときは、小数点第3位を四捨五入する。

ウ 貸付最低保障枠

市町村への貸付総額は、50億円とする。ただし、サマージャンボ宝くじに係る県交付金が予算を上回るなど、宝くじ交付金基金の残高の状況により増額する。

なお、1市町村当たりの貸付最低保障枠を市にあっては2億円、町村にあっては1億円とする。

エ 貸付日

市町村への地方債に係る貸付けの実施日は、令和9年3月24日（水）及び令和9年5月24日（月）とする。ただし、令和8年度に貸し付けの対象とした事業費が令和9年度に繰り越したときは、令和9年度中の毎月24日（ただし、該当日が金融機関休業日にあたるときは翌営業日）に貸付けることができるものとする。

オ 貸付の条件等

- ① 償還期間は、次の5区分とする。

| | | | | | |
|------|------|-------|-------|-------|-------|
| 区分 | 5 | 10 | 15 | 20 | 25 |
| 償還期間 | 5年以内 | 10年以内 | 15年以内 | 20年以内 | 25年以内 |

*いずれも据置期間含む。

② 据置期間及び償還方法は、次の内容から選択するものとする。

| 項目 | 内容 |
|------|-------------------------|
| 据置期間 | 0年・1年・2年・3年から選択 |
| 償還方法 | 半年賦元金均等償還・半年賦元利均等償還から選択 |

(2) 短期貸付事業

ア 貸付対象事業

- ① 暴風、豪雨、地震その他異常な自然現象に伴う災害又は大規模な火災等に伴う災害に関連する事業
- ② 市町村（政令指定都市を含む。）が暴風、豪雨、地震その他異常な自然現象に伴う災害又は大規模な火災等に伴う災害で被災した際に緊急を要する事業
- ③ 他の市町村（県内外）に対して行う災害支援事業等

イ 貸付条件及び貸付額

- ① 貸付期間は、貸付同一年度内
- ② 償還方法は、元利とも一括償還
- ③ 貸付利率及び貸付額は、その都度決定する。

2 交付事業【予算額 536,175千円】（定款第4条第1項第2号）

新市町村振興宝くじ（通称：ハロウィンジャンボ宝くじ）等の収益金に係る神奈川県からの交付金を市町村が行う地方自治法第32条に定める事業に対して当協会市町村交付金規程に定める配分基準（均等割40%、均霑割20%、人口割40%）により交付する。

3 助成事業【予算額 115,960千円】（定款第4条第1項第3号）

市町村の振興と発展を図るための事業について、次のとおり助成する。

(1) 市町村共同事業助成事業【予算額 83,120千円】

複数の市町村が共同して広域的政策課題の解決を図るために実施する事業に対して、1市町村当たり300万円を限度に助成する

(2) 消防広域応援助成事業【予算額 4,500千円】

神奈川県内で発生した自然災害及び特殊災害において、被災地の消防力

のみで災害の防御又は人命救助等が困難な場合で消防組織法に基づく神奈川県下消防相互応援協定により要請がなされた市町村の区域を越えて行われた救助活動等に対して、1つの災害につき300万円を限度に助成する。

(3) 宝くじ広報掲載料交付事業【予算額 7,440千円】

本協会の公益目的事業の財源であり、宝くじの発行権を持たない市町村の振興資金となる市町村振興宝くじの理解を深めるとともに販売促進を図るため、市町村が発行する広報紙等に一定の期間内に、サマージャンボ宝くじ、ハロウィンジャンボ宝くじ及びインターネット専用宝くじクイックワン宝くじ（8月又は9月発売分）のPR広報を掲載した市町村に対して1市町村、3掲載を限度に1掲載につき8万円の助成をする。

(4) 市町村関係団体への助成事業【予算額 20,900千円】

ア 市町村関係団体交付金【予算額 7,900千円】

市町村関係団体（神奈川県市長会、神奈川県町村会、神奈川県市議会議長会、神奈川県町村議長会、神奈川県都市監査委員会及び神奈川県町村等監査委員協議会）が市町村の振興と発展に資するために実施する研修及び調査研究事業に対して助成する。

イ 市町村関係団体共同推進活動費交付金【予算額 13,000千円】

神奈川県市長会及び神奈川県町村会が実施する神奈川県内の市町村の振興のための情報発信等の事業に対して助成する。

なお、助成限度額は、神奈川県市長会にあつては800万円とし、神奈川県町村会にあつては500万円とする。

4 市町村職員研修事業【予算額 73,029千円】（定款第4条第1項第4号）

市町村等職員の人材育成を支援するために必要な事業を次のとおり実施する。

(1) 研修講座【予算額 48,088千円】

基本研修や専門実務研修など合計42講座を委託方式も導入して実施する。

(2) 研修助成事業【予算額 7,151千円】

市町村等の職員が全国市町村研修財団、国土交通省国土交通大学及び全国建設研修センターが実施する研修講座を受講する際の受講経費に対して、1市町村等あたり60万円を限度に1研修講座の受講経費の10分の8を助成する。

(3) 研修施設の管理等【予算額 17,790千円】

研修事業の中心施設を適切に維持管理するとともに、市町村が市町村職員を対象にした研修等を実施する場合の会場として無料で貸与する。

5 情報提供事業【予算額 499千円】（定款第4条第1項第5号）

ホームページを活用して振興協会が実施する事業等の有益な情報を提供するとともに、市町村の職員がタイムリーな情報を得るための意見交換会を開催する。また、地域振興に関する全国の優れた事例を調査し、県内市町村に提供する。

6 施設管理運営事業【予算額 87,521千円】（定款第4条第1項第6号）

神奈川県内の市町村の共同利用施設である神奈川自治会館を管理し、市町村関係団体には事務の執行の場としての事務室の賃貸を、市町村等に対しては、会議室等の一時貸出等を行う。

令和8年度 研修講座実施計画

【基本研修】

| | 研 修 講 座 名 | 研 修 区 分 | 対 象 者 (目 安) | 時 期 | 日 数 | 回 数 | 1回人員 | 計 画 人 員 |
|-----|---------------------|-------------------|----------------------|------------------|-----|-----|------|---------|
| 1 | 新採用職員（前期） | 新採用職員 | 採用1年目の職員 | 4月 | 2 | 3 | 50 | 150 |
| 2 | 新採用職員（後期） | 新採用職員 | 新採用職員（前期）研修講座を受講した職員 | 10月 | 1 | 3 | 50 | 150 |
| 3 | セルフマネジメント | 初級職員 | 採用1年から5年程度の職員 | 11～12月 | 1 | 2 | 35 | 70 |
| 4 | 基礎力向上 | 初級職員 | 採用2年から5年程度の職員 | 8～9月 | 1 | 3 | 35 | 100 |
| 5 | 問題発見と解決 | 初級職員 中堅職員 | 採用2年から15年程度の職員 | 10～11月 | 1 | 2 | 35 | 70 |
| 6 | OJT（新人・後輩育成担当者） | 初級職員 中堅職員 | 採用2年から15年程度の職員 | 6月 | 1 | 2 | 35 | 70 |
| 7 | OJT（指導者） | リーダー・ 監督者級職員 | リーダー級の職員・管理監督者 | 11月 | 1 | 3 | 35 | 100 |
| 8 | リーダーシップ | 中堅職員 | 採用6年から15年程度の職員 | 6～7月 | 1 | 3 | 35 | 100 |
| 9 | プレゼンテーション | 中堅職員 | 採用6年から15年程度の職員 | 9月 | 1 | 3 | 24 | 70 |
| 10 | マネジメント（初級） | 管理監督者 | 新任又は在任3年程度の係等長 | 5月 | 2 | 2 | 35 | 70 |
| 11 | マネジメント（中級） | 管理監督者 | 課長を補佐する職員 | 10～11月 | 1 | 3 | 35 | 100 |
| 12 | マネジメント（上級） | 管理監督者 | 新任又は在任3年程度の課等長 | 7月 | 1 | 2 | 35 | 70 |
| 13 | 次世代の職員と組織 | 管理監督者 | 部・課長級職員 | 10～11月 | 1 | 1 | 35 | 35 |
| 14 | ナレッジマネジメント | 管理監督者 | 管理監督者 | 10月 | 1 | 2 | 35 | 70 |
| 15 | 接遇力向上・クレーム対応 | 初級職員 中堅職員 | 採用2年から15年程度の職員 | 6月 | 1 | 4 | 35 | 140 |
| 16 | ハードクレーム対応 | リーダー級職員・ 管理監督者 | 全ての職員 | 10～11月 | 2 | 2 | 50 | 100 |
| 17 | メンター養成 | 初級職員 中堅職員 | 採用2年から15年程度の職員 | 4月 | 1 | 2 | 35 | 70 |
| 18 | メンタルヘルス | リーダー級職員・ 管理監督者 | リーダー級の職員・管理監督者 | 11月 または 1月 | 1 | 3 | 45 | 130 |
| 19 | これからの自治体経営 と地域社会 | 一般職員 | 全ての職員 | 6月 7月 | 2 | 2 | 35 | 70 |
| 20 | 事例から学ぶ災害対応 | 一般職員 | 全ての職員 | 6月 | 1 | 2 | 35 | 70 |
| 小 計 | | | | 20講座 | 58 | 49 | | 1,805 |

※直営講座は番号黄色網掛け

【講師養成研修】

| | 研修講座名 | 研修区分 | 対象者（目安） | 時期 | 日数 | 回数 | 1回人員 | 計画人員 |
|----|-----------|------|--------------|-----|----|----|------|------|
| 1 | 庁内講師養成 | 講師養成 | 庁内研修の講師となる職員 | 1月 | 2 | 2 | 20 | 40 |
| 2 | 接遇研修指導者養成 | 講師養成 | 接遇研修の講師となる職員 | 2月 | 2 | 1 | 20 | 20 |
| 小計 | | | | 2講座 | 6 | 3 | | 60 |

【専門実務研修】

| | 研修講座名 | 研修区分 | 対象者（目安） | 時期 | 日数 | 回数 | 1回人員 | 計画人員 |
|----|---------------|------|--|----------|-----|----|------|-------|
| 1 | 民法 | 法令系 | 民法の基礎を学ぼうとする職員 | 8月 | 3 | 2 | 60 | 120 |
| 2 | 地方自治法 | 法令系 | 地方自治法の基礎を学ぼうとする職員 | 9月 | 1 | 1 | 60 | 60 |
| 3 | 地方公務員法 | 法令系 | 地方公務員法の基礎を学ぼうとする職員 | 11～1月 | 1 | 1 | 60 | 60 |
| 4 | 行政法 | 法令系 | 行政法の基礎を学ぼうとする職員 | 7月 | 2 | 1 | 60 | 60 |
| 5 | 行政争訟法 | 法令系 | 行政争訟法の基礎を学ぼうとする職員 | 9月 | 2 | 1 | 60 | 60 |
| 6 | 法制執務（入門） | 法令系 | 採用1年から5年程度の職員 | 5月 | 1 | 2 | 60 | 120 |
| 7 | 法制執務（基礎） | 法令系 | 採用6年から15年程度の職員 | 10月 | 1 | 2 | 60 | 120 |
| 8 | 財務事務 | 実務系 | 財務の基礎を学ぼうとする職員 | 7月 8月 | 4 | 1 | 60 | 240 |
| 9 | 市町村民税 | 実務系 | 市町村民税の基礎を学ぼうとする市町村民税業務に携わる職員 | 7月 | 4 | 1 | 60 | 240 |
| 10 | 固定資産税 | 実務系 | 固定資産税の基礎を学ぼうとする固定資産税業務に携わる職員 | 6月 7月 | 4 | 1 | 60 | 240 |
| 11 | 用地事務 | 実務系 | 用地関係事務の基礎を学ぼうとする用地業務に携わる職員 | 5～6月 | 3 | 1 | 60 | 180 |
| 12 | 不動産登記 | 実務系 | 不動産登記の基礎を学ぼうとする職員 | 5～6月 | 1 | 2 | 60 | 120 |
| 13 | 公営企業会計 | 実務系 | 公営企業会計の基礎を学ぼうとする公営事業又は同会計に関わる業務に携わる実務経験1年程度の職員 | 11月 | 2 | 1 | 40 | 40 |
| 14 | 情報発信力向上・SNS活用 | 実務系 | 広報業務に携わる職員 | 9月 | 2 | 2 | 35 | 70 |
| 15 | 研修担当職員 | 実務系 | 研修業務に携わる職員 | 4～5月 | 1 | 1 | 30 | 30 |
| 16 | プログラミング的思考法 | 政策系 | 採用3年から15年程度の職員 | 1月 | 1 | 1 | 35 | 35 |
| 17 | 政策形成 | 政策系 | 採用6年から15年程度の職員 | 12月 | 1 | 2 | 35 | 70 |
| 18 | E B P M（基礎） | 政策系 | 採用6年程度から課長等級の職員 | 12～1月 | 2 | 1 | 35 | 35 |
| 19 | E B P M（実践） | 政策系 | リーダー級の職員・管理監督者 | 2月 | 2 | 1 | 35 | 35 |
| 20 | 政策法務 | 政策系 | 採用6年からリーダー級の職員・管理監督者 | 8月 | 3 | 1 | 30 | 30 |
| 小計 | | | | 20講座 | 50 | 26 | | 1,965 |
| 合計 | | | | 42講座 | 114 | 78 | | 3,830 |

※直営講座は番号黄色網掛け